

(別紙2)

I 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

II 適切な自立支援医療の提供体制の確認書

指 定 基 準	適 否
指定自立支援医療機関療養担当規程(育成医療・更生医療)(平成18年厚生労働省告示第66号。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える。	適・否
患者やその家族の要望にこたえて、各種医療、福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されている。	適・否

注) 指定基準を満たす体制が整備されている場合には「適否」欄内の適を○で囲むこと